

お客様各位

平成 31 年度税制改正大綱の概要

作成：平成 30 年 12 月 19 日

いつもお世話になります。平成 30 年 12 月 14 日に「平成 31 年度与党税制改正大綱」が公表されました。その概要の一部につきましてご案内致します。詳細は弊社担当者にお尋ね下さい。

<法人課税>

- ① 中小企業者等の軽減税率の特例制度が 2 年間延長
法人税の税率は原則 23.2% ですが、中小企業者等の場合は課税対象となる利益（所得金額）が年 800 万円以下の部分は 15% の軽減税率が適用されており、この適用期限を 2 年間延長
- ② 中小企業者等の中小企業投資促進税制の適用期限を 2 年間延長
- ③ 法人事業税の標準税率を改正し、特別法人事業税（仮称）を創設

<個人所得課税>

- ① 住宅ローン減税の拡大
個人が住宅の取得等（消費税等の税率が 10% である場合の住宅取得等に限る）をして、2019 年 10 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの間に居住した場合、住宅借入金等を有する際の所得税額の特別控除の特例を創設
- ② NISA 口座の開設年齢要件の引き下げ
非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、居住者等が非課税口座を開設できる年齢要件を、その年の 1 月 1 日現在において 18 歳以上（現行 20 歳以上）に引き下げる

<資産課税>

- ① 個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設
認定相続人・認定受贈者が 2019 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日までに相続・贈与等により特定事業用資産を取得し事業を承継していく場合には、担保の提供を条件に納付すべき相続・贈与税額のうち、取得した資産の課税価額に対応する相続・贈与税の納税を猶予する
また、認定相続人が死亡の時まで資産を保有して事業を継続した場合等は、相続税の猶予税額の全額を免除する
- ② 成人年齢引き下げに伴い相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢を 18 歳未満に引き下げる
また、相続時精算課税制度など受贈者の年齢要件を 18 歳以上に引き上げる
- ③ 民法（相続関係）の改正に伴い、相続税における配偶者居住権等の評価方法が明記された

全てのお問い合わせは下記まで

税理士法人スリーエス

〒260-0013

千葉県千葉市中央区中央 2-7-2 大島屋ビル

TEL：043-308-0351/FAX：043-224-2960